

空家活用住宅の入居者を募集します

周防大島町内の空家を町が借り受けて改修し、周防大島町内へ定住を希望する方に貸し出す、空家活用住宅の入居者を募集します。

■住宅の所在

周防大島町椋野

■家賃 3万円/月

■申し込みができる方

・現に同居し、または同居しようとする親族（婚姻予定または事実上婚姻関係である方を含む）があること

■申込期限

9月29日(金)（応募がない場合は、随時受付を行います）

・単身者であっても、国または県もしくは町から支援を受けている新規就農者および新規漁業就業者等（詳しくはお問い合わせください）

・入居しようとする方が暴力団員でないこと

・申し込み時において、住所を有する市町村の税および使用料等を滞納していないこと

・申し込み時において、住所を有する市町村の税および使用料等を滞納していないこと

■選考方法
書類審査と面接により入居者を決定します。

■申し込み・問い合わせ
空家定住対策課

☎0820(74) 1033



▲木造平屋建 94.25㎡（約28.5坪）

住宅・土地統計調査を実施しています

総務省統計局および周防大島町では、10月1日現在で「令和5年住宅・土地統計調査」を実施しています。

この調査は、「統計法」に基づき実施している国の重要な統計調査です。

調査書類が配布された世帯の皆さまは、所定の期日までに調査へのご回答をお願いいたします。

なお、この調査では、便利なインターネット回答をおすすめしています。

スマートフォンやタブレット端末にも対応していますので、ぜひご利用ください。

■問い合わせ

政策企画課 広報情報統計班
☎0820(74) 1007

便利なインターネット回答がおすすです！



料金負担の公平性を確保するために、
上下水道使用料等の滞納整理を強化しています

使用料等を滞納したら…

水道事業、下水道事業、農業集落排水および漁業集落排水事業は、主に皆さまからいただいた使用料で運営されています。また、下水道や集落排水は、利用できる地域が限られるため、受益者から分担金をいただき、整備事業費の一部に充てています。使用料や受益者分担金の滞納は、各事業の経営を圧迫し、料金の値上げなど住民生活に大きな負担を強いることになりかねません。また、納期内にきちんと料金を納めていただいている大多数の利用者との公平性を欠くことにもなります。

このため、滞納者に対しては督促や納入相談を行い、納入のない場合には、やむをえず給水停止や財産の差し押さえをすることになります。

なお、納期限内に納付することが困難な事情がある場合や、滞納分の納付方法については、下記へご相談ください。

滞納処分等の実績（令和4年度）

・給水停止予告通知 431件
・給水停止通知 165件
・給水停止執行 26件



▲閉栓キャップによる給水停止

■問い合わせ

○水道料金、下水道使用料、集落排水使用料に関すること
周防大島町上下水道料金お客様センター

☎0820(25) 1600

○水道課管理班
☎0820(79) 1011

○下水道受益者分担金、集落排水受益者分担金に関すること
下水道課 下水道班

☎0820(79) 1014